

確定申告(所得税など)に関する問い合わせ

磐田税務署 TEL32-6111(自動音声案内。申告に関する質問などは「0」を選択) 〒438-8711 磐田市中泉112-4

市県民税に関する問い合わせ

袋井市税務課市民税係 TEL44-3109
〒437-8666 袋井市新屋1-1-1

あなたの確定申告会場を確認 ※来場申告者は必ずご覧ください

「給与」「年金」「一時所得(保険の満期など)」、「シルバー人材センターからの配分金」のみの申告する方

いいえ

・営業等・農業・不動産収入がある方
・土地や建物・株式を売却(譲渡)した方
・株式の配当収入がある方

はい

年末調整で申告していない所得税の「住宅借入金等特別控除」を追加する方

はい

いいえ

会場A：磐田市福田中央交流センター

会場B：市役所東分庁舎「コスモス館」及び「浅羽支所」(または会場Aでも可)

※市県民税の申告者は、会場Bへお越しください。

来場申告時の持ち物 (会場A・会場B 共通)

書類の不備や記入漏れがないか、もう1度確認しましょう。

※②・⑤・⑥・⑧は原本が必要です。②・⑤・⑥は内容確認後、返却します。

- ①はんこ・電卓・筆記用具
- ②源泉徴収票(給与や公的年金等の収入がある方)
- ③事前に収支計算した収支内訳書(営業等所得・農業所得・不動産所得があり、市県民税申告をする方)
- ④国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払額が確認できるもの
- ⑤生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料・旧長期損害保険料などの控除証明書
- ⑥寄附金(ふるさと納税など)の領収書
- ⑦障害者控除を受ける場合は、障害等級などが確認できるもの
- ⑧医療費控除を受ける場合は、医療保険者等が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」等)と領収書を基に事前に計算し作成した医療費控除の明細書
- ⑨セルフメディケーション税制を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- ⑩申告者本人のマイナンバーカード(写真付きの個人番号カード)
- ⑪配偶者控除や扶養控除を受ける方は、控除対象者のマイナンバーを確認できるもの(個人番号通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しなど)
- ⑫申告者名義の預貯金口座番号の分かるもの

※③収支内訳書と⑧医療費控除の明細書は、必ず事前に作成してきてください。

●会場来場時は感染症対策に協力を!

- ・混雑時には入場制限をする場合があります(例年、申告受付開始日から数日は、大変込み合います)。
- ・会場内ではマスクを着用し、検温にご協力ください。
- ・体調不良や37.5℃以上の発熱のある方は入場をお断りする場合があります。
- ・確定申告の還付申告は、申告期限後5年間は磐田税務署で実施可能です。混雑を避けた時期の申告をご確認ください。

密集を避けるため、所得税の申告は電子申告もご活用ください

- ・国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、会場に行かなくてもオンラインで電子申告ができます(e-Tax送信)。給与所得、公的年金等、その他雑所得、一時所得及び、全ての所得控除に対応します。(一部の税額控除には対応しません)
- ・「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。
- ・これらをお持ちでない方も、事前にお近くの税務署で職員との対面確認後に発行されるID・パスワード(※)を取得すれば、パソコンやスマートフォンからe-Taxで送信できます。

※ID・パスワードがない方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、印刷したものを郵送や提出箱への投かんでも提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



マイナンバーカードをお持ちでない方は次の2種類の確認書類をお持ちください。

- ①番号確認書類(通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しまたは住民票記載事項証明書などのいずれか1つ)
- ②身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ)

感染症予防のため、郵送やe-Taxでの提出をご検討ください
会場にお越しの際は、感染症対策にご協力ください

お忘れなく！ 税の申告

会場A 磐田税務署確定申告会場

「磐田市福田中央交流センター」(磐田市福田1587-1)
開設期間 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、
祝日を除く)

開設時間 午前9時～午後5時

受付方法 会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。
入場整理券で指定された日時以外は入場できません。

整理券の入手方法

- オンライン 来場希望日の2～10日前(土・日曜日・
祝日は除く)までに、LINEアプリから入手。詳しく
は、国税庁ホームページをご覧ください。
- 当日配付 当日、会場で配布。配布枚数には限り
があります。

●**公的年金受給者は2月16日より前でも
申告相談を受け付けます**

日時 2月15日(月)までの平日 午前9時～午後5時

場所 磐田税務署

持ち物 来場申告と同じ(右表をご覧ください)

※こちらの申告相談も入場整理券が必要です。



会場Aの場所は
昨年と異なりま
すので、ご注意
ください



位置図

会場B 市内申告会場

市役所東分庁舎「コスモス館」及び「浅羽支所」

会場・開設期間(※土・日曜日、祝日を除く)

1 コスモス館…2月16日(火)～3月15日(月)

2 支所1階「第1会議室」…3月8日(月)～15日(月)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付方法 袋井市税務課が主催する会場です。会場
では、お持ちいただいた必要書類をもとに職員がパソコン
入力し、申告書を作成します。すべて記入してある申告
書は、会場入口に設置した提出箱に投函してください。

申告が必要な方と申告方法(税目別に記載)

感染症対策のため、郵送や電子申告で提出を推奨します。

	申告が必要になる方(主なもの)	申告方法
所得税(確定申告)	①令和2年中の所得合計額が、基礎控除額や配偶者控除などの控除合計額より多い方 ※年末調整をしている給与所得のみの方、公的年金等(国民年金や厚生年金など)のみで、収入金額が400万円以下の方を除く。 ②公的年金等を受給している方で、令和2年中の「公的年金等」以外の所得が、20万円を超える方 ③給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方 ④2か所以上から給与を受け、年末調整をしていない給与の収入が20万円を超える方	・磐田税務署への郵送(※1) ・市役所2階税務課窓口と支所1階・ロビーに設置の提出箱(※1) ・e-Tax(電子申告) ・来場申告(会場Aまたは会場B。書き方のアドバイスを受けることもできます) (※1)申告書用紙は、市役所、支所、磐田税務署で入手。国税庁ホームページで申告書の作成・印刷もできます。
市県民税	①自営業の方、不動産収入のある方、土地を売った方で、所得税の確定申告をする必要がない方 ②給与以外の所得がある方(所得税と違い、給与以外の所得が20万円以下でも申告が必要です) ③令和3年度(令和2年中)の、所得・課税証明書が必要になる方(収入がない方も、申告をしていないと証明書は発行できません) ④国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、令和2年中の収入がなかった方または、収入が障害者年金、遺族年金のみの方 ⑤公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下で、確定申告をしない場合でも、市県民税の算定において各種控除(扶養控除、医療費控除など)を追加する方	・市役所税務課への郵送(※2) ・市役所2階税務課窓口と支所1階・ロビーに設置の提出箱(※2) ・来場申告(会場Bのみ。書き方のアドバイスを受けることもできます) (※2)申告書用紙は、市役所、支所で入手。市ホームページからダウンロードすることもできます。 【ご注意】市県民税は、電子申告提出はできません。